

令和8年 富士見町 規則

第 14 号

富士見町障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月25日

富士見町長 渡 辺 葉

富士見町障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部を改正する規則

富士見町障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成27年富士見町規則第10号)の一部を次のように改正する。

第2条中「(様式第1号。以下「様式第1号」という。)」を削り、同条第1号中「(様式第2号)」を削る。

第3条第2項中「(様式第3号)」を削る。

第4条第1項中「(様式第4号)」を削り、同条第2項中「(様式第5号。以下「様式第5号」という。)」及び「(様式第6号。以下「様式第6号」という。)」を削る。

第5条第1項中「(様式第7号。以下「様式第7号」という。）」、「(様式第8号)」及び「(様式第9号)」を削り、同条第2項中「第1項」及び「(様式第10号。以下「様式第10号」という。)」を削る。

第6条第1項中「(様式第11号。以下「様式第11号」という。)」を削る。

第7条第1項中「(様式第12号。以下「様式第12号」という。)」を削り、同条第3項中「(様式第13号。以下「様式第13号」という。)」を削る。

第8条第2項中「(様式第14号)」を削る。

第9条中「(様式第15号)」を削る。

第14条第1項中「様式第1号」を「支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書」に改め、同条第2項中「様式第7号」を「支給(給付)決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書」に改め、同条第3項中「様式第10号」を「却下決定通知書」に改め、同条第4項中「様式第11号」を「支給変更申請書兼利用者負担額減額・免除等変更申請書」に改め、同条第5項中「様式第12号」を「支給変更決定通知書兼利用者負担額減額・免除等変更決定通知書」に改め、同条第6項中「様式第13号」を「支給変更却下決定通知書」に改める。

第17条第1項中「様式第5号」を「計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給申請書」に改め、同条第2項中「(様式第24号)」を削り、同条第3項中「様式第6号」を「計画相談支援・障害児相談支援依頼(変更)届出書」に改める。

第18条中「(様式第25号)」を削る。

第19条第1項中「(様式第26号又は様式第26号の2)」を削り、同条第2項中「(様式第27号又

は様式第27号の2)」を削る。

第20条第1項中「(様式第28号。以下「様式第28号」という。)」を削る。

第21条中「(様式第29号。以下「様式第29号」という。)」及び「(様式第30号)」を削る。

第22条第1項中「様式第28号」を「高額障害福祉サービス等給付費支給申請書」に改め、同条第2項中「様式第29号」を「自立支援医療受給者証」に改める。

第24条中「(様式第32号)」を削る。

第26条第1項中「(様式第33号)」を削る。

第27条第1項中「(様式第34号)」及び「(様式第35号)」を削り、同条第2項中「(様式第36号)」を削る。

第29条を第30条とし、第28条の次に次の1条を加える。

(様式)

第29条 この要領に定めるもののほか必要な様式は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律(令和3年法律第40号)に基づき国が定める様式とする。

様式第1号から様式第15号までを次のように改める。

様式第1号から様式第15号まで 削除

様式第24号から様式第30号までを次のように改める。

様式第24号から様式第30号まで 削除

様式第32号から様式第36号までを次のように改める。

様式第32号から様式第36号まで 削除

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。